兵庫県公報

令和3年5月6日 木曜日 第 204 号

発 行 人 庫 兵 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、

その日が休日のときはその翌日

示

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告示	^° ¬ジ
○ 公印の新調(文書課)	1
○ 救急病院の認定(医務課)	1
○ 土地改良区役員の退任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出(同)	3
○ 土地改良区清算人の退任の届出(同)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課)	5
〇同 上 (同)	6
公 告 ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(北播磨県民局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部改正	6
〇同 上	7
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、 政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部改正	8

兵庫県告示第526号

次に掲げる公印を新調し、令和3年4月1日からその使用を開始した。 令和3年5月6日

告

兵庫県知事 井 戸 敏 三

新調公印の名称及び印影



兵庫県尼崎こども家庭 センター所長印

兵庫県告示第527号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、申出(有効期限の更新)のあっ た1から7までの医療機関を救急病院と認定した。

令和3年5月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

称 広野高原病院 1 名

所 在 地 神戸市西区北山台3丁目1番1号 2 名 称 みどり病院

所 在 地 神戸市西区枝吉1丁目16番地

4 名 称 医療法人社団 西宮回生病院

所在地西宮市大浜町1番4号認定年月日認定の有効期限令和6年3月25日

5 名 称 野木病院

所 在 地 明石市魚住町長坂寺字ツエ池1003番地の1

所 在 地 神崎郡神河町粟賀町385番地

7 名 称 医療法人社団緑風会 龍野中央病院 所 在 地 たつの市龍野町島田667番地の1

兵庫県告示第528号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和3年5月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市松本土地改良区

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理事加藤近春神戸市西区櫨谷町松本800番地

東芦田土地改良区

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理事 芦田淺己 丹波市青垣町東芦田1477番地1

奥塩久土地改良区

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

 監事
 足立
 清
 丹波市青垣町奥塩久488番地2

 同
 足立安弘
 同市同町奥塩久454番地

上八木土地改良区

退任役員

役員の区分 氏 名 住 所

理 事 前 川 太 一 南あわじ市八木養宜上1114番地8

兵庫県告示第529号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の 届出があった。

戸 敏 三

A = 1 H			
令和3年5月6日			兵庫県知事 井 ブ
┃ ┃ 神戸市岩岡上土地改良区	<u> </u>		大
退任役員			
役員の区分	氏	名	住所
理事	杉尾	豊正	神戸市西区岩岡町岩岡1308番地の7
就任役員			
役員の区分	氏	名	住所
理事	辰 巳	重 義	神戸市西区岩岡町岩岡1276番地
室見台土地改良区			
退任役員			
役員の区分	氏	名	住所
理事	北川	武 夫	豊岡市出石町福住426番地
司	川崎	普	同 市出石町荒木1014番地
司	道本	政 明	同 市出石町荒木596番地
司	杉 本	義美	同 市出石町細見133番地の1
同	石 田	稔	同 市出石町福見563番地
司	山下	純二	同 市出石町長砂228番地
司	犀川	光 行	同 市出石町弘原39番地
司	浦上	宏	同 市出石町中村53番地
監事	中嶋	英 樹	同 市出石町上村163番地の1
司	尾 芝	光俊	同 市出石町細見649番地
司	川崎	薫	同 市出石町長砂243番地
就任役員			
役員の区分	氏	名	住所
理事	道本	政 明	豊岡市出石町荒木596番地
司	上 田	敏 夫	同 市出石町弘原154番地の3
同	竹 村	庄 司	同 市出石町暮坂300番地
同	坂 本	貢	同 市出石町上村205番地
同	竹田	昭 人	同 市出石町荒木210番地の1
同	田中	信彦	同 市出石町細見357番地
同	旗谷	仁 志	同 市出石町町分239番地の1
同	川崎	博道	同 市出石町長砂189番地の1
監事	犀川	光行	同 市出石町弘原55番地
同	尾芝	光俊	同 市出石町細見649番地
司	加芝	宣 美	同 市出石町嶋89番地の1
大庭土地改良区			
退任役員	rť	kt	/ } =r
役員の区分	氏	名	住 所
監事	西 村	敏 弘	美方郡新温泉町栃谷537番地
就任役員 役員の区分	氏	Ø	住 எ
仅貝の区分	尺	名	住 所

美方郡新温泉町栃谷1223番地

住

所

岡 孝志

名

氏

監 事

市島町土地改良区 退任役員 役員の区分

理事	阪 谷	普	丹波市市島町喜多918番地1
就任役員			
役員の区分	氏	名	住所
理事	竹 内	義博	丹波市市島町喜多578番地1
山田土地改良区			
退任役員			
役員の区分	氏	名	住所
理事	脇田	泰尋	淡路市山田乙361番地
同		秀明	同 市山田甲533番地
同		宏司	同 市山田乙74番地
同		博文	同 市山田乙748番地
同		廣 義	同 市山田乙653番地
同		勝朗	同 市山田乙173番地2
同		昭尋	同 市山田乙536番地
同		勝朗	同 市山田乙591番地2
監事		優三	同 市山田甲768番地
同		晴夫	同 市山田甲507番地2
就任役員	///\ / *	mi	1.4 UMHH 1 001 H 20 2
役員の区分	氏	名	住 所
理事		秀明	淡路市山田甲533番地
同		優三	同 市山田甲768番地
同		宏司	同 市山田乙74番地
同		勝朗	同 市山田乙173番地2
同		昭尋	同 市山田乙536番地
同			-
同		泰尋	同 市山田乙361番地
同		善彦	同 市山田甲407番地
監事		哲司	同 市山田甲526番地
	Ш	耕一郎	同 市山田乙125番地1
湊里土地改良区			
退任役員	rr.	Ħ	A = =
役員の区分	氏	名	住 所
理事		信治	南あわじ市湊里1455番地1
同	前田	羊	同 市湊里1480番地
同		秋夫	同 市湊638番地
同		展史	同 市湊里1362番地
同		弘二	同 市湊里1369番地
同		正一	同 市湊里1427番地
同		尚 之	同 市湊里1433番地
同		光伸	同 市湊里1344番地2
同		好 孝	同 市湊里1307番地
同	垣	一民	同 市湊里1098番地
同		貞 男	同 市湊里973番地
同		植 夫	同 市湊里1366番地1
同		和博	同 市湊里1170番地1
司		歳 和	同 市湊里779番地
司		光 男	同 市湊里14番地 2
監事	山本	昇	同 市湊里1456番地
司		正 則	同 市湊里113番地1
司	川野	計 郎	同 市湊里1454番地

就任役員						
役員の区分	氏	名	, I		住	所
理事	前 田		羊	南あわ	じ市湊里14	80番地
同	菊 川	秋	夫	同	市湊638看	昏地
同	川野	展	史	同	市湊里13	62番地
同	三 野	弘	$\vec{-}$	同	市湊里13	69番地
同	中 村	尚	之	同	市湊里14	33番地
同	中 村	光	伸	同	市湊里13	44番地 2
司	前 畠	好	孝	同	市湊里13	07番地
司	垣	_	民	同	市湊里10	98番地
司	山 下	貞	男	同	市湊里97	3番地
司	村 上	槇	夫	同	市湊里13	66番地 1
司	川上	和	博	同	市湊里11	70番地 1
同	川上	歳	和	同	市湊里77	9番地
同	森	光	男	同	市湊里14	番地2
司	豊田	悦	次	同	市湊里13	88番地1
司	玉久保	博	和	同	市湊里13	57番地
監事	山本		昇	同	市湊里14	56番地
司	進藤	正	則	同	市湊里11	3番地 1
司	川野	計	郎	同	市湊里14	54番地

兵庫県告示第530号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和3年5月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奥塩久土地改良区

E	E	名	7		住	所	
足	<u> </u>	正	己	丹海	皮市青垣町卵	型塩久140番地3	
足	<u> </u>		務	同	市青垣町卵	型塩久152番地	
足	<u>\frac{1}{1}</u>	憲	久	司	市青垣町卵	型塩久105番地	
足	<u>\f\</u>	和	正	司	市青垣町卵	型塩久117番地	
足	<u>\f</u>	幸	裕	同	市青垣町卵	型塩久493番地	

兵庫県告示第531号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年5月6日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年5月6日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年5月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類		道	路	T)) 🗵	域		
路線名	区	間			旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

国道			7	たつの市御津町室津字大浦1200番3から	旧	7.0から 8.0まで	24. 0	
2	5	0	-	同 市御津町室津字大浦1202番3まで	新	7.0から 9.0まで	24. 0	

兵庫県告示第532号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年5月6日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年5月6日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和3年5月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路(の種類	道 路 σ) 🗵	域		
	線名	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	(メートル)	備考
県道		丹波篠山市大山下字山越619番から	旧	7.0から 17.0まで	51. 0	
篠山	山南線	同 市大山下字出合ノ坪737番1まで	新	9.0から 17.0まで	51. 0	

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年5月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

(第2工区)

三木市志染町中自由が丘一丁目515番10の一部、516番12の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブンーイレブン・ジャパン 代表取締役 永 松 文 彦

3 許可年月日及び許可番号

令和2年3月16日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-24号(1三木)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設の指定をしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年5月6日 木曜日 兵 庫 県 公 報 第 204 号 令和3年5月6日 兵庫県選挙管理委員会 委員長 石 堂 則 本 2 老人ホームの表神戸市の項中 介護付有料老人ホーム チャームプレミア 同 市東灘区住吉本町3丁目13-7 御影 を 介護付有料老人ホーム チャームプレミア 同 市東灘区住吉本町3丁目13-7 御影 特別養護老人ホーム 芦屋すみれ園 同 市東灘区深江南町1丁目1-20 特別養護老人ホーム うみのほしルルド 同 市東灘区魚崎西町1丁目7-14 に改める。 兵庫県選挙管理委員会告示第32号 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令(昭和22 年政令第16号) 第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び 第4項第2号(最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和23年政令第122号)第13条において衆議院小選挙区選 出議員の選挙の投票の例による場合を含む。)の規定により、不在者投票のできる施設を指定するとともに、既 に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号(不在者投票ので きる施設の指定)の一部を次のように改正する。 令和3年5月6日 兵庫県選挙管理委員会 委員長 石 堂 則 本 2 老人ホームの表神戸市の項中 有料老人ホーム 新翠光園 同 市灘区鶴甲5丁目1-50 有料老人ホーム 六甲台翠光園 同 市灘区鶴甲5丁目1-50 を 有料老人ホーム 六甲台翠光園 同 市灘区鶴甲5丁目1-50 に改め、

ニチイケアセンター神戸摩耶 同 市灘区味泥町4-19

同 市灘区味泥町4-19

ニチイケアセンター神戸摩耶

Γ

を

特別養護老人ホーム 陽だまりの家 きし 同 市灘区鶴甲1丁目4-21 ろ

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年5月6日

兵庫県選挙管理委員会 委員長 石 堂 則 本

表洲本市の項中

ーを

Γ

トレーニングセンター洲本市五色町都志大日698老人憩いの家 あいはら荘洲本市五色町鮎原南谷361―8

老人憩いの家 あいはら荘 洲本市五色町鮎原南谷361-8

に改める。